

共生・協働の農村づくり運動要綱

第1 趣旨

- 1 本県の「新・農村振興運動」は、地域住民の自主的な話し合い活動を基本に、集落自らが作成した将来ビジョンの実現に向けて、認定農業者や営農組織の育成、地域特産品づくり、伝統芸能の保存・継承など、県内各地域で様々な活動が展開されており、本県農業の振興と農村地域の活性化に大きく貢献してきた。
- 2 しかしながら、本県の農業・農村は、離島や中山間地域等の条件不利地域が多い中で、過疎・高齢化や混住化等が更に進行し、集落機能の低下や地域間格差の拡大などの課題が顕在化してきており、これらの課題を克服し、本県農業・農村の更なる振興を図る新たな施策の展開が必要となってきた。
- 3 このため、「新・農村振興運動」に、「共生・協働」という考え方も取り入れ、再構築し、先進的な集落リーダーやNPO・都市住民など地域外の活力も導入したむらづくり実践活動を促進し、農村が、農業者などの地域住民にとって、ゆとりとやすらぎを実感できる生活空間となるとともに、都市住民に対して魅力あるライフスタイルを提供する場となる「共生・協働の農村づくり運動」を展開する。

第2 運動の基本方針

- 1 この運動は、農村に住む農業者などすべての人々が、話し合いや集落内外の多様な主体との連携を通じて、自主的なむらづくり活動の意欲を高めるとともに、県民の農業・農村への理解を深めることを基本として、関係機関・団体が一体となって協力・支援する運動として推進する。
- 2 この運動は、話し合いによる合意形成活動を通じて、集落の実態に応じた自主的なむらづくりの推進を図り、農山漁村の活性化に向けた“個性が生きる豊かな「農山漁村づくり先進県」”の実現に努めることとする。

第3 運動の基本目標

「人と自然と地域が支え合う みんなで創る農村社会」

農村が、農業者などの地域住民にとって、ゆとりとやすらぎを実感できる生活空間となるとともに、都市住民に対して魅力あるライフスタイルを提供する場となるよう、すべての人々が、多彩で豊かな自然や伝統文化などを再認識し、世代、性別、地域、価値観などの違いを超え、共に支え合い、共に築くむらづくり

第4 運動の推進

この運動は、農村集落における過疎化・高齢化及び混住化の進行などの課題を踏まえ、次のような実践活動により、農村集落の実態に応じた運動を推進する。

1 農村集落の再生

農村集落におけるむらづくりの推進体制の見直しを行い、それぞれの地域の実態に応じたむらの目標や将来像等を示した「むらのかたち」の作成やそれに基づく実践活動等を通して、農村集落内の住民・組織間等の連携により農村集落の再生を図る。

2 新たなむらづくりの形成

農村集落の活性化のため、NPO法人等や都市住民など地域外の活力の導入や、グリーン・ツーリズム等を通じた都市と農村の交流活動、U・I・Jターン者の定住促進など、集落外の多様な主体との連携により新たなむらづくりの形成を図る。

3 むらづくりの維持・発展

農地・水・環境保全向上対策を活用した農村環境の保全や、中山間地域等直接支払制度を活用した耕作放棄地の防止、地域の歴史・文化など地域資源の発掘・活用等によりむらづくりの維持・発展を図る。

第5 推進体制

1 農村集落段階

農村集落においては、「むらづくり委員会」を設置し、自主的な話し合いによる合意形成と、これに基づく個性あふれる実践活動を展開するものとする。

2 市町村段階

市町村は、「市町村共生・協働のむらづくり連絡会」を設置し、各関係機関・団体等との連携を図りつつ、農村集落に対して積極的な助言・指導を行うものとする。

3 県段階

県は、この運動の広報・啓発や運動の総合的な推進を図るため、「鹿児島県共生・協働の農村づくり運動推進協議会」を設置し、市町村段階の活動に対して必要な助言・指導を行うものとする。

なお、運動の効率的な推進のため、地域振興局・支庁は、管内市町村等の総合調整を図るとともに、市町村が設置する「市町村共生・協働のむらづくり連絡会」に積極的に参画し、必要な支援を行うものとする。

第6 助成措置

県は、予算の範囲内において、この運動の実施に必要な経費について助成措置を講ずるものとする。

第7 その他

- 1 この要綱に定めるもののほか、この運動の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 2 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。